

福祉政策の再設計

高崎経済大学

中村ゼミ

日経パート

阿久津 小佐野 嶋田

目次

序章	3
第一章 なぜ消費税なのか	4
第一項 消費税の使途と性質	4
第二項 税金の二段階税率方式	6
第三項 他国の標準税率と平均寿命	7
第二章 消費税率を上げるために	9
第一項 消費税の意義	9
第二項 増税に伴う問題	10
第三項 増税を行うとどうなるのか	10
第三章 社会保障の充実	11
第一項 医療の充実を図る	11
第二項 教育の充実を図る	13
第三項 充実させた結果	14
第四章 年金改革	14
第一項 年金改革の必要性	14
第二項 第一節 高齢化の現状	15
第二節 少子化の現状	17
第三節 予想される少子化の未来	18
第三項 第一節 社会保障費の給付	18
第二節 社会保障費の見直し	19
第四項 第一節 年金に関する問題	20
第二～六節 実際の具体例	20
第七節 このような問題を経て	22
第五項 第一節 どのような年金改革が必要なのか	22
第二～七節 民主党政策集 INDEX	22
第五章 新たな財源確保	25
第一項 新たな自主財源	25
第二項 第一～四節 各市町村の取組	25
第三項 地域の取組を全国一律の取組へ	26
終章 政策提言	27

序章

今回のテーマである「福祉政策の再設計」において我々が目をつけた点は社会保障の充実である。なぜ社会保障の充実なのかというと、近年日本では少子高齢化が進行し、今後もこの流れはかわらず、高齢者数は増加の一途をたどると考えられるからである。

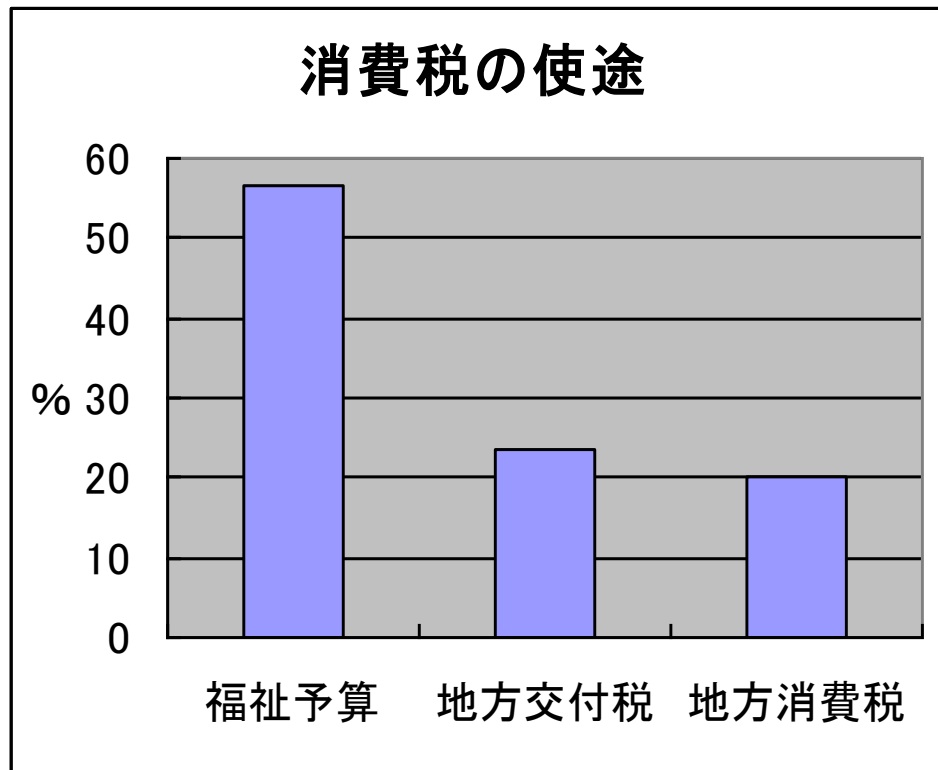
高齢者の増加に伴い、年金制度の充実や、高齢者福祉、医療保険などさまざまな社会保障のニーズが高まるだろう。しかしながら、社会保障を充実させるためにはそれなりの社会保障費が必要となる。高齢者が1割増えれば社会保障費も1割増えるのだ。しかし、日本はプライマリーバランスがうまく調節できておらず、国は借金を返済するために税金を徴収することになってしまい必要な政策を行う余地が少なくなってしまうのが現状である。それに対し政府は、プライマリーバランスの回復を図るべく増税を行うのではなく、徹底的な歳出カットで財政再建を行うと宣言し、2004年に年金改革、2005年に介護保険改革、2006年に医療保険改革という大きな社会保障改革を連続して行ってきた。この改革の効果は大きく、2025年度の社会保障給付費は改革を行わなかった場合と比較すると合計約22兆円の削減が可能になったとされた。だが、前述の通り我々は福祉政策の再設計のために必要なことは社会保障の充実であると考えており、政府の政策ではプライマリーバランスの回復は図れるが社会保障給付金を削減してしまっただけでは福祉政策の再設計には繋がらないと考える。現に、この改革は社会保障費を負担する立場である現役世代から見れば負担を節約できたことになるが、給付を受ける立場である高齢者から見れば強烈的な給付カットを意味する。2025年の1年間で22兆円分の社会保障給付が消えることになる以上、国民は今と同じ水準の年金、医療、介護を確保するためには、自己責任でカットされた分を補う必要があるのだ。今後社会保障のニーズは高まることは簡単に予想できるだろう。しかしながら、政府は歳出のうち一番多く、全体の約26%の割合を占めていて削減をしやすそうな社会保障費を削減するという手段にでってしまったのだ。社会保障費を削減してしまっただけでは国民全体の利益となるべき政策として成立しないのではないだろうか。

そこで我々は政府とは逆の発想をし、コストカットはもはや限界に達しており、財政再建を行うにはコストカットや個別の改革を行うのではなく消費税の増税に踏み切るしかないと考えた。具体案を次章から説明する。

一章 なぜ消費税なのか

1－1 消費税の使途と性質

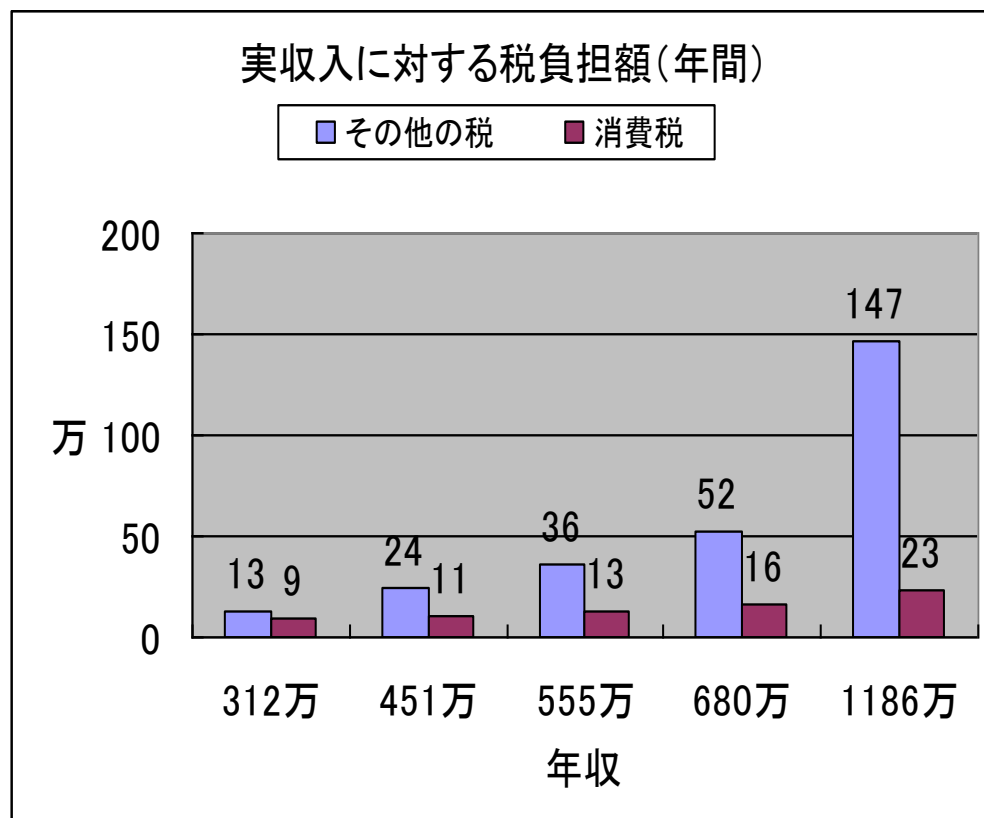
まずは下の図をみていただきたい。



我々が普段商品を購入し、支払っている消費税はそのうちの80%が国へ納められ、20%が地方消費税として地方へ納められている。図のように少し細かい内訳を見ると、国へ納められている消費税のうち、約23%は地方交付税として実質的には地方に収められているのがわかる。そして残った約57%が国のものとなり、福祉予算にあてられているのがわかる。つまり、43%は地方が遣い方を決めるが、57%は国に福祉予算として遣われるのだ。例えば私が1万円の商品を購入した場合1万円の5%の500円が消費税として納められ、さらにその57%の285円が福祉予算として遣われることになるのだ。このように消費税はその内訳の半分以上が福祉予算にあてられており、福祉予算の増減に直接的な影響を多く与えているのだ。そのため、仮に消費税を引き上げた場合に福祉予算の増加に即効性のある影響を与えられるうえ、所得税をとる場合の所得隠しのようなとりこぼしが消費税の場合起こらないので、消費税は確実性の面からも評価することができる。しかし、消費税の増税を行うにはまだまだ解決しなくてはならない問題が残っている。例えば、消費税は商品購入する際に、所得の多さは関係なく一律5%とられているが、もしも消費税を増税した場合、所得に対する消費税の支出は低所得者も高所得者も関係なく絶対的に増加するのだが、高所得者

よりも低所得者ほうが、所得に占める消費税の負担割合が相対的に多くなり影響が大きくでてしまうのだ。つまり消費税の増税の目的は、低所得者を保護すべき社会保障であり、福祉政策であるはずであったのにもかかわらず、実質的には高所得者よりも低所得者の首をしめることになってしまうのだ。また、日銀の統計によると年収400万円以下の世帯の収入に対する消費の割合は約90%であるのに対し、年収1000万円以上の世帯の収入に対する消費の割合は約50%である。このため、消費税率が5%の場合、年収400万円以下の世帯の負担率は、年収1000万円以上の世帯よりも高くなり、年収1000万円以上の世帯の収入に対する消費税の負担率は年収400万円以下の世帯より低くなるのである。つまり、消費税は高額所得者ほど収入に対する税負担率が低くなり、消費税は逆進的である。

消費税の逆進性が問題であるのはたしかだが、消費税の使途の話に戻って考えてみよう。消費税のうちの57%は福祉予算として、社会保障制度の充実に遣われているのだ。消費に対する課税の時点だけをみて考えるとたしかに逆進的で問題であるが、社会保障制度は、保健・医療、保育・育児、学校教育、失業給付、職業訓練、生活保護、介護、年金などの制度の整備や、制度利用時の料金の給付により、高所得層から中所得層と低所得層へ、中所得層から低所得層への所得再分配、貧富の格差の是正により、機会均等や社会的公正を実現する制度であるため、巡り巡って結局は支払った消費税は低所得者の利用する制度のために遣われており、一概に消費税の逆進性は問題であるといいきることはできないのだ。



上の図は、収入階級別の実収入に対する税負担額である。左から順に収入階級

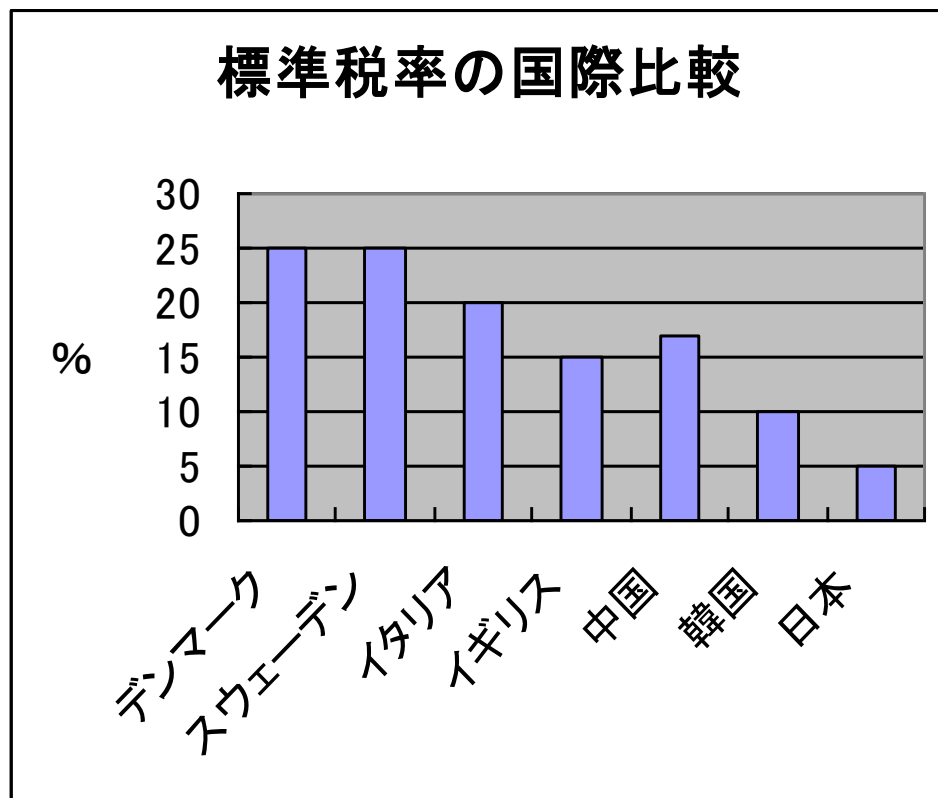
第Ⅰ分位、第Ⅲ分位、第Ⅴ分位、第Ⅶ分位、第Ⅸ分位である。図を見ればわかるように、実収入に対する負担額も負担率も低所得者と高所得者間での差が存在することはたしかである。負担金額、負担率ともに消費税よりもその他の税のほうが大きいのがわかるだろ。この違いはその他の税の中に累進税性の税が存在するためであるといえる。累進課税性の場合には所得が多くなればなるほど納税額も多くなるが、逆進性の場合そこまで所得による差が生じないのだ。

1－2 税金の二段階税率方式

前項で消費税の逆進性について述べたが、実質的には所得の再分配を行っているわけであるが、やはり負担率が低所得者のほうが高くなってしまうのも事実である。この事態をうまくさけることはできないのだろうか。消費税を逆進性ではなく累進課税性のような高所得者から多く納めてもらい、低所得者の負担を軽くできるような策はないのだろうか。そこで我々は生活必需品への課税軽減を行うという結論に達した。生活必需品に対する課税を撤廃、または減免し、贅沢品などからの徴収をメインにする。これによって低所得者の負担を軽減できるのだ。欧米では、品目により消費税が減免または非課税にして、低所得者層の負担に配慮している国も多い。これが俗に言う二段階税率方式である。二段階税率方式を行う場合の課題は、生活必需品の線引きが難しいという点があげられる。消費税法制定により廃止した物品税は、いわゆる嗜好品や贅沢品に課されていたが、当時も課税対象品の選定を巡って幾度となく議論が起きた。同様に、例えば食品への税率を軽減するとして、大衆食堂やフードコートをどのように扱うか等という議論が起きているのだ。また、経理・申告においても、仕入税額控除が多段階となるため逐次確認が必要となり煩雑化してしまう可能性があるのだ。

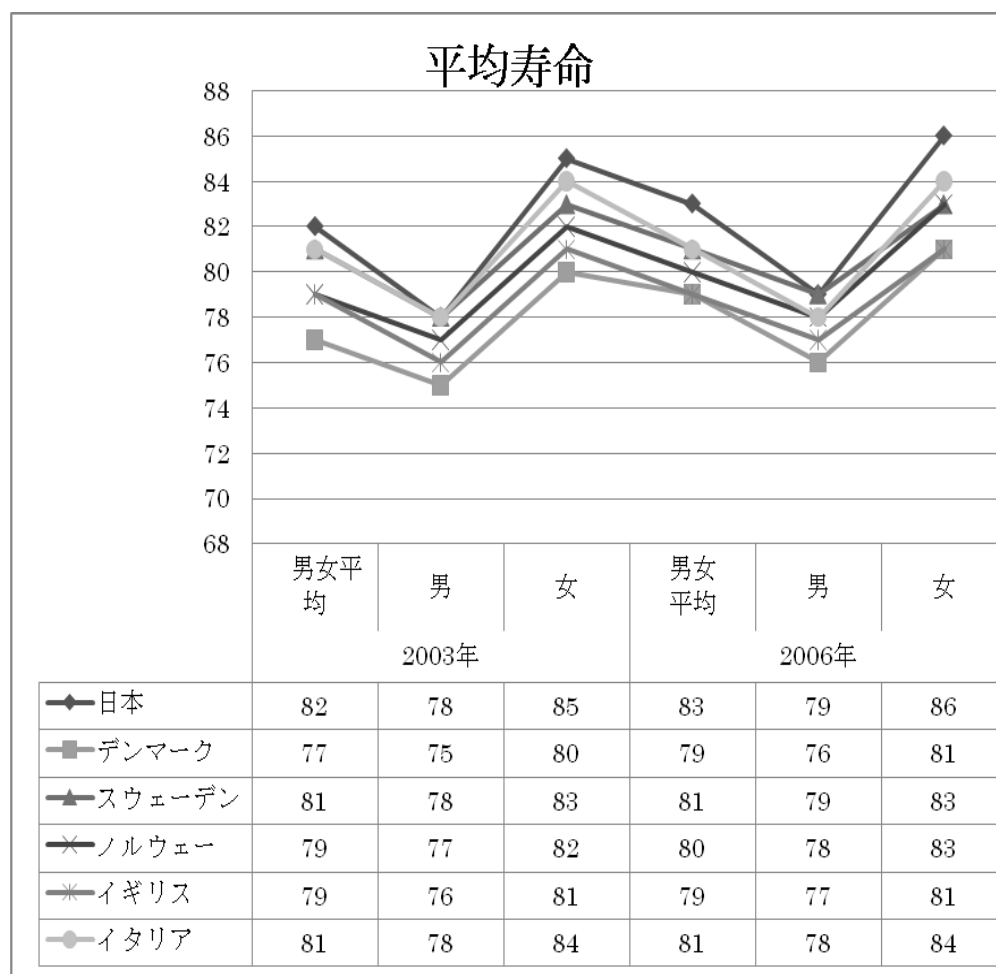
二段階税率方式も課題が残っているものの、課題をクリアした時のメリットは絶大であると考えられる。生活必需品の課税を減免すれば消費税も上に載せた図その他の税のように低所得者よりも高所得者から多く徴収することができるだろう。実現すれば、低所得者と高所得者間の税金の負担金額、負担率の面からみても低所得者を高所得者が助けているようになり貧富の差の拡大を抑制することができ、貧富の差の拡大により起こりつつある格差社会の是正をも図ることができる。また、所得の再分配という面からみても同様に高所得者が低所得者を助けるようになり、低所得層の生活水準をおしあげることができるようになる。つまり、二段階税率方式を導入して増税を行えば低所得者の負担を抑えつつ、福祉予算を大幅に増やすことが可能であると推測することができるのだ。

ここまで一貫して国内にのみ視点をあててきた。だが、日本の現在の消費税率は5%であるが、これは他の先進国と比較してみるといったいどうなのだろうか。



図を見れば分かるだろうが、現在の日本の消費税率は他の先進国と比べかなり低い。日本を除く現在の大部分の先進国では、国により程度の差はあっても、政府の収入の主要な財源は所得税と消費税と社会保険料であり、法人税と財産税はマイナーな財源であるが、日本の場合消費税率がかなり低いため、消費税収入と法人税収入が同程度である。日本は現在の消費税率で他の先進国と同等の財源を確保することが本当にできるのだろうか。図中のデンマークとスウェーデンは税率25%、イタリアは税率20%、イギリスは2008年12月から2009年12月31日までの一時的な引き下げを行い現在税率15%であるが来年からは元の税率に戻り税率17.5%、中国は税率17%、韓国は税率10%である。同じ先進国として、税率5%というのは低すぎると考えられないだろうか。税率は平均的にみてアジアの国々よりもヨーロッパの国々のほうが高く、特にデンマーク、スウェーデン、ノルウェーなどの北ヨーロッパの国々は世界トップクラスで、いずれの国も税率25%であるが、この北ヨーロッパの三国の特徴の一つに平均寿命の長さがあげられる。デンマークの男性の平均寿命は76歳、女性の平均寿命は81歳であり、スウェーデンの男性の平均寿命は79歳、女性の平均寿命は83歳であり、ノルウェーの男性の平均寿命は78歳、女性の平均寿命は83歳である。これに対し日本の男性の平均寿命は79歳、女性の平均寿命は85歳である。また、北ヨーロッパの三国のみならずイギリスやイタリアも平均寿命

が長くまた日本も含めたすべての国に共通して言えることであるが、平均寿命が延びてきているのだ。



平均寿命が長いということはそれだけ高齢者が多く存在するということである。また、年々平均寿命が延びてきているのは医療の発達が一番の要因であると考えられるが、その結果、さらに高齢者が増加し、介護や年金、特に医療費などの社会保障費が他の平均寿命の短い国よりも多くかかってしまうということである。

北ヨーロッパのデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの三国は税率25%といふ高さからも考えられるように、税金による負担がかなり大きくなっている。しかし、そのかわりに福祉も充実しており、スウェーデンでは教育費や医療費が無料だというのは有名な話である。いわゆる高福祉高負担である。平均寿命の観点から考えると日本も高福祉高負担にするべきではないのだろうか。むしろ、日本は長寿大国であるのだから今後日本の福祉政策にお世話になる人口が多いことを考えてもそうするべきなのだ。しかし、スウェーデンの高福祉高負担もすべてがうまくいっているわけではなく、無料のサービスは質の低下に繋がっており、無料で医者に診察してもらえるのだが、医者不足でなかなか診察してもらえないような事態も起こっているのだ。

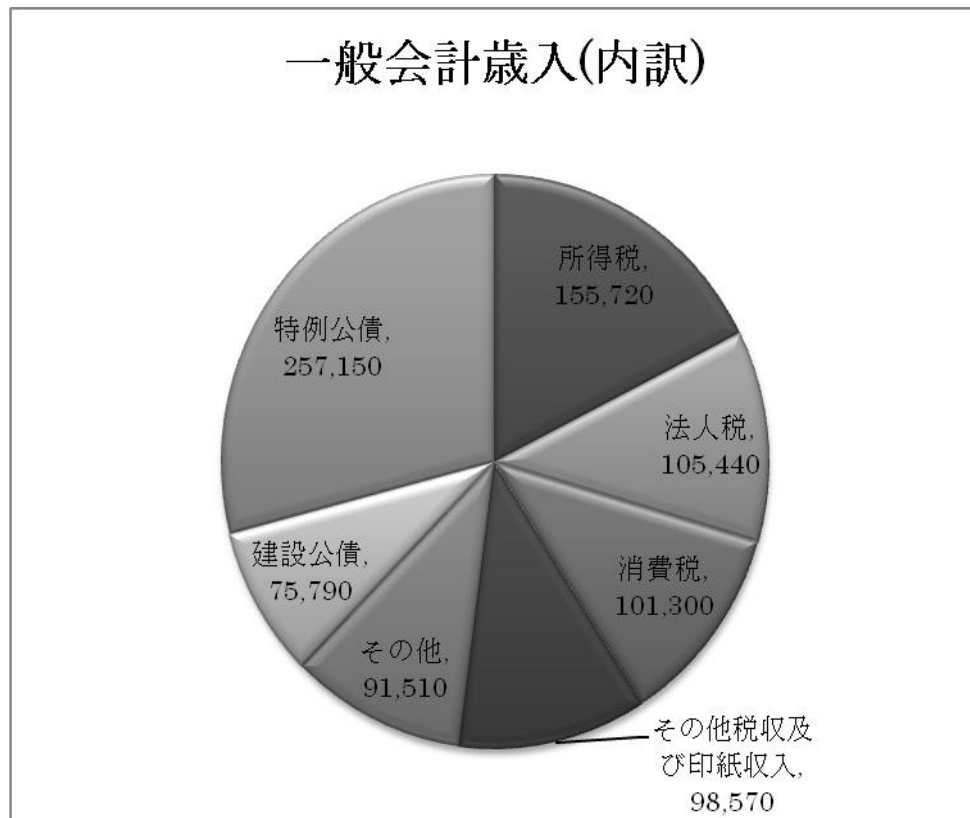
日本が今後のさらなる少子高齢化を配慮し、他の先進国のような消費税率まで

引き上げ、高福祉高負担の国づくりを考える場合まずは、無償化されているサービスでも質を落とさないような環境を整えることを念頭に置く必要があるのだ。

二章 消費税率を上げるために

2-1 消費税の意義

そもそも現在日本の一般会計歳入総額のうちどの程度が消費税によるものなのか。



平成21年度一般会計歳入内訳(単位: 億)によると一般会計歳入総額は885,480億円でそのうち消費税は101,300億円である。つまり一般会計歳入総額のうち約11.4%が消費税によるものだということがわかる。また、今現在の消費税率は5%であるが、5%の税率で101,300億円になるということは1%あたり20,260億円の相当するということであり、可処分所得の減少に伴う個人消費支出の減少を考慮しなければ、消費税率を1%引き上げた場合、20,260億円の消費税収の増加が見込めるという計算になる。そこで我々は、消費税率をまずは7%に引き上げた場合を考えてみた。税収が2%分上がると考え消費税収は40,520億円増加し、合計141,850億円になり、一般会計歳入総額の約16%を占めるようになる。これは単純に福祉予算が現在よりも年間40,520億円多く遣えるようになることを意味する。

2-2 増税に伴う問題

前項には注意点として可処分所得の減少に伴う個人消費支出の減少を考慮していないという点がある。税率が上がるということは様々な不測の事態を想定しなくてはならない。そのひとつが可処分所得の減少に伴う個人消費支出の減少、またそれによる消費財の市場収縮、経済成長率の低下やマイナス成長の可能性である。しかし、消費税率の高いヨーロッパの国々では、経済成長率の低下やマイナス成長にはならず、先進国の標準またはそれ以上の成長率を実現している。その理由として、保健・医療、保育・育児、学校教育、失業者給付、職業訓練、就職支援、生活保護、介護、年金などの様々な行政サービスを政府予算によって受給できるようになるので、国民・市民は日常生活や病気や失業時や老後の生活に関して、費用の心配をする必要がなくなるので、非常時や老後のために貯蓄し消費を抑制する必要も無くなり、結果として消費意欲・購買意欲が増し、消費支出が増化し、消費税率や社会保険料率が低い国と比較しても、経済成長に不利にはならず有利になると推測されているのだ。そのため、可処分所得の減少に伴う個人消費支出の減少は考慮しなくても、問題ないものとする。

むしろ問題なのは二段階税率方式をどのように導入するかである。低所得者と高所得者間の格差の是正のためにもこの方式は導入すべきである。しかし、生活必需品の線をどのようにひき、それらの税率をいったいどの程度に設定するのかが非常に難しいところである。この問題に対し、我々は生活必需品を食料品と設定し、生活必需品と設定した食料品は増税を行わずに、現行の5%のままとする。こうすることにより、食糧品という、生きていくためにはなくてはならないものの購入は低所得者でも十分にできる程度を保ち、低所得者の負担を軽減することができる。また、高所得者や中流階級のお金の余っている家庭しか購入しないものや、なくても済むもの、我慢すれば問題ないものに対しての増税を行うことにより、低所得者への不満を無くし、さらに高所得者の生活に余裕のある家庭から税金を多く徴収することで、所得の再分配を十分に発揮することができるのである。

2-3 増税を行うとどうなるのか

第一に、前項で記載した通り所得の再分配をうまく行うことができる。これにより、国民の貧富の格差を是正することができ、国民を絶対的に貧困から救うことができる。第二に、現在以上の高福祉を実現することができる。消費税の増税により、国の福祉予算が大幅に増え、年金制度や医療保険、高齢者福祉などの社会保障制度を現在よりも大幅に充実させることができるのだ。

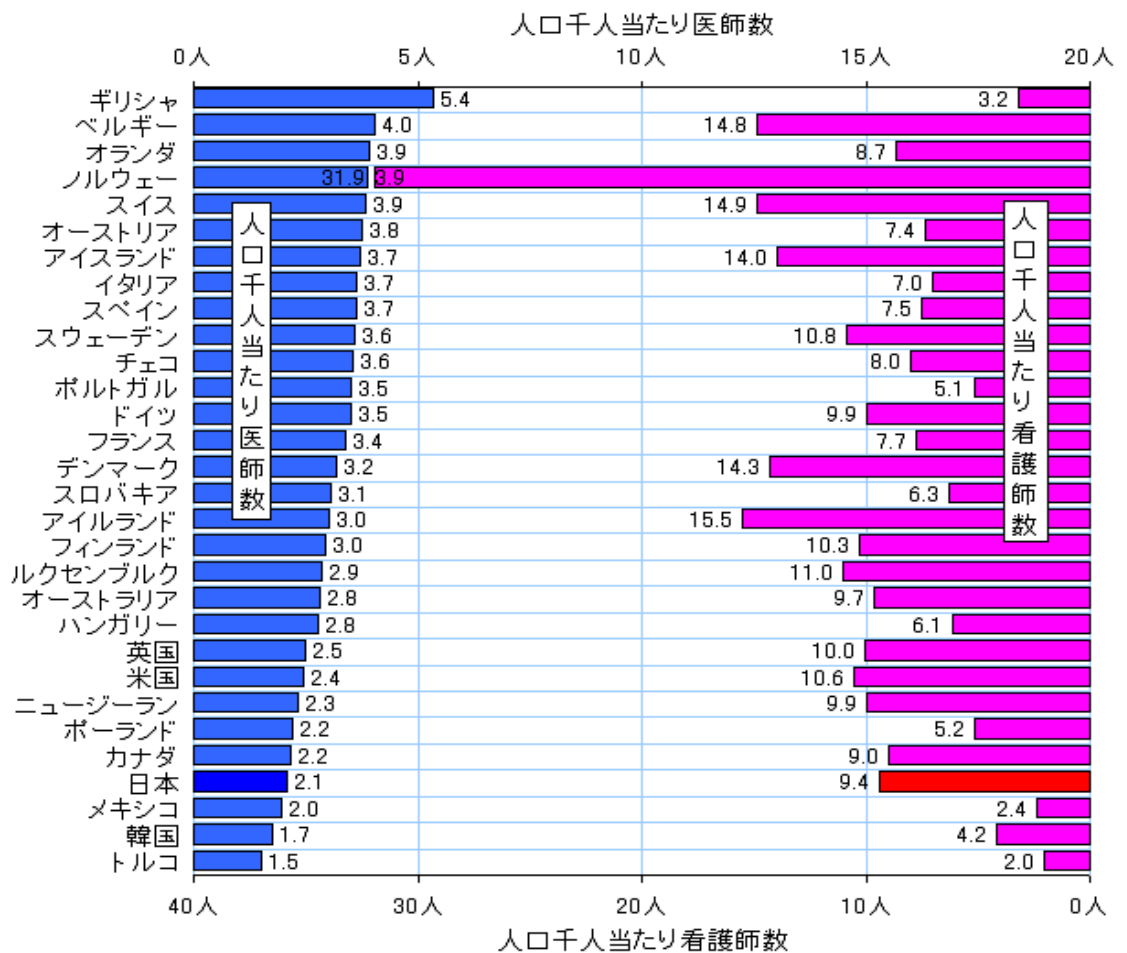
三章 社会保障の充実

5%を年金に充て、残りの1%を医療、もう1%を教育に充てることにする、それも将来この2つについても将来的に財源が足りなくなってしまうことにある。

3-1 医療の充実

まずは現在の医療の問題とどこに消費税の1%分、約2兆円分をどこに充てるか
 というと、医師の数が世界で見ても絶対的に少ない(図)。

医師数・看護師数の国際比較(OECD諸国、2007年)



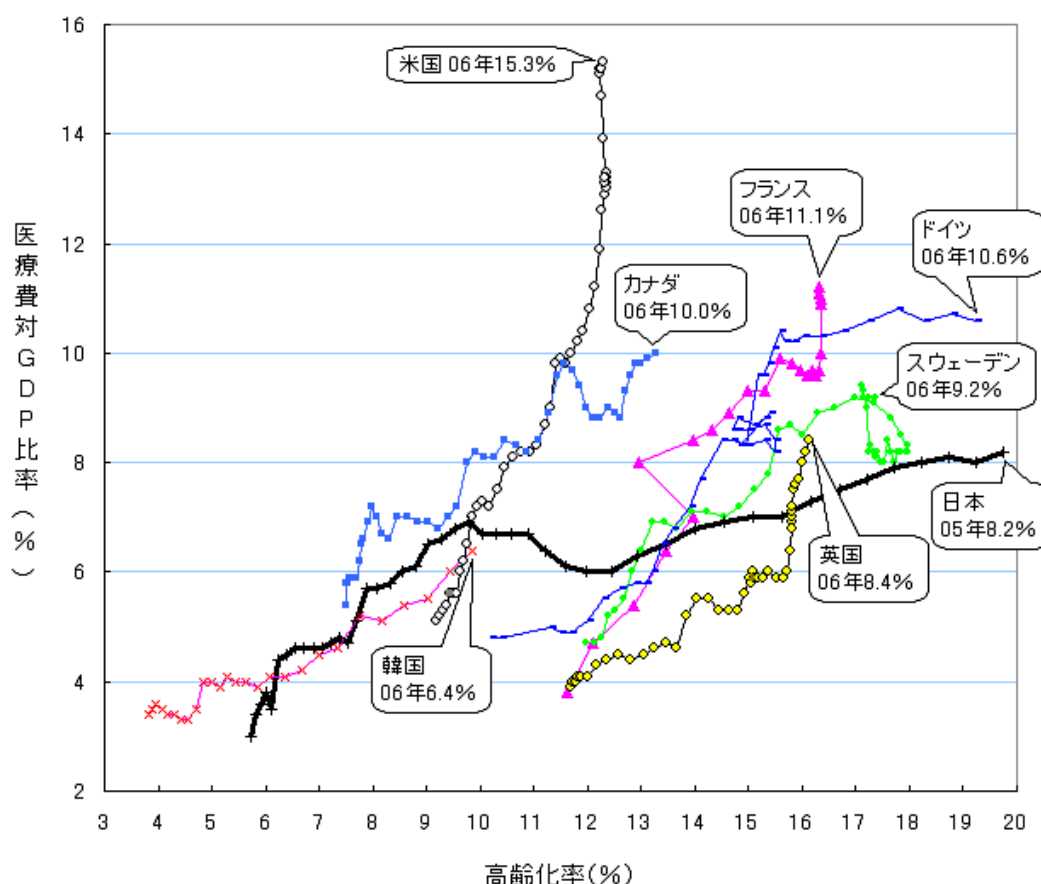
(注) 医療従事している医師、看護師が対象。2007年以外の年次は、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、日本の医師・看護師、オーストラリアの医師、ルクセンブルクの看護師は2006年、ベルギー、オーストラリアの看護婦は2005年、スロバキアの医師・看護師は2004年のデータ。

(資料) OECD Health Data 2009, June 09

図

また医療費の GDP に占める割合が少ないのも医療が充実していない理由の1つだと思われる。

高齢化とともに高まる医療費(1960年～最新年)



(注) 韓国のデータ開始年は1980年。図中の値は最新年とその年の医療費対GDP比率。

ドイツ1990年以前は西ドイツの値。フランス1960-89年は5年ごと。

(資料) OECD Health Data 2008 (June 08) (ドイツ、スウェーデン1960-69はHealth Data 1999)、
高齢化率はWDI Online 2008.8.28

国民医療費対国民所得比(年度ベース) 単位: %									
1960	3.03	1970	4.09	1980	5.89	1990	5.92	2000	8.11
1961	3.19	1971	4.13	1981	6.07	1991	5.88	2001	8.61
1962	3.43	1972	4.36	1982	6.30	1992	6.36	2002	8.70
1963	3.57	1973	4.12	1983	6.29	1993	6.60	2003	8.81
1964	3.90	1974	4.78	1984	6.21	1994	6.89	2004	8.82
1965	4.18	1975	5.22	1985	6.13	1995	7.20	2005	9.04
1966	4.11	1976	5.46	1986	6.37	1996	7.48	2006	8.88
1967	4.03	1977	5.50	1987	6.41	1997	7.57		
1968	4.12	1978	5.82	1988	6.17	1998	8.02		
1969	3.99	1979	6.01	1989	6.12	1999	8.43		

(資料) 厚生労働省「平成18年度国民医療費」

< 資料説明 >

OECDデータは国民医療費には含まれない非処方薬、公衆衛生費、施設管理運営費、研究開発費を含んだ総医療費概念を採用し、国ごとの違いを一定程度補正した数字である。

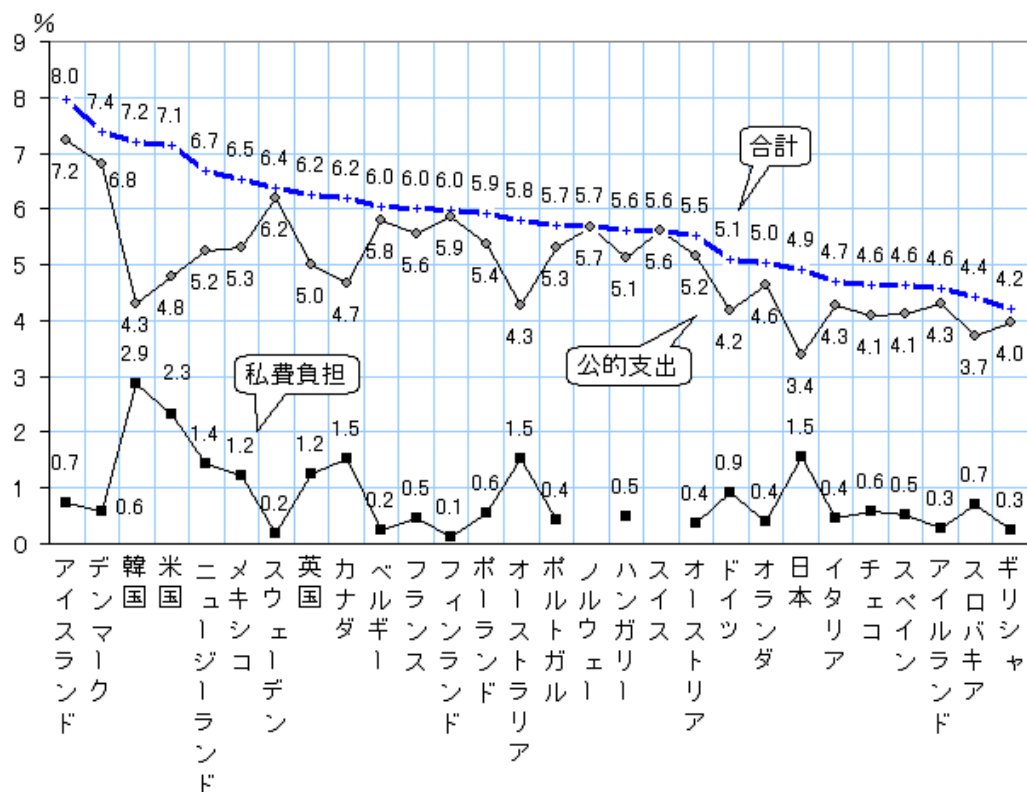
なぜ医師の数が少ないのかといえば、1人の医師を育てるのに莫大なお金がかか

るということ、そこで2兆円分を医療費にあて、医師の育成に力をいれ、医師の数を増やす。

3-2 教育の充実

教育費に1%分、約2兆円を充てる際に、なにを充実させて、なにを補うかが重要になってくる、そこで、教育費がなぜ足りないのか、また現在の教育の問題などについて説明していきたい。教育費のGDPに占める割合が少ないということ。

学校教育費の対GDP比(2005年)



(注) カナダは2004年データ。ノルウェーとスイスの私費負担は不詳。学校教育に係る家計への政府補助金は公的支出に含み私費負担には含まない。公的支出には国際的な基金からの学校教育への直接支出を含む。

(資料) OECD Factbook 2009

学業、テストは公平なもので、機会が公平なものであるが、就学援助がないと教育が受けられない子供たちが増えている、今、高校進学が普通となっている、それに伴って家計にかかる負担が増えてきている今、それに逆行して国の教育にかかる予算が減り続けている。さらに問題となっているのは個人の職業能力開発に力を入れていることも、問題である、この問題とはフリーターと呼ばれる人たちが仕事に就く場合、低賃金で、低技能の労働に従事していて、次世代を担う若者が非正規労働者、またはニートなどになり、次世代を担うことができないというのも将来の大きな問題になっている。職業能力開発にも力を入れる。この問題に対し2兆円を使い

家計の教育にかかる負担を軽減させることができる政策を展開していく、ここで論文の争点、問題は消費税の引き上げなので、具体的な政策については触れないでおく。

3－3 2つの分野を補った結果

2つの医療、教育を2%分の消費税を充てて補ったが、医療、教育の問題はこれだけでは消化できないだろう、それも両者に共通することだが、財政の問題だけではないからだ、それでも社会保障費が足りなくなっているのです、あえて今回は消費税の引き上げにより財源を確保することに重点を置いた、しかし、消費税を上げてまで充実させた社会保障を政府が提供できなければならない。そうしなければ国民の社会に対しての不安を取り除き、理想の福祉社会の実現はできない。これらの政策を展開することで、以前の福祉政策よりも理想の福祉社会に近づいたのではないと思われる。

四章 年金改革

4－1 年金改革の必要性

我々の考えとして、増税が現在の日本には必要であるという結論である。しかし、増税だけで財源確保することは大きな負担となってしまうため、我々は年金改革を行うことで、増税の財源確保の負担を減らすことが可能になるのではないかと考えた。現に、年金改革は以前から民主党・自由民主党が行っているが、なかなか踏み出せないでいる年金改革もある。現在の日本の少子高齢化の現状や公的年金流用問題などを踏まえ、年金改革の必要性や信頼性の強化について考えていきたい。

4-2-1 高齢化の現状

図2 高齢者人口の推移（昭和25年～平成21年）

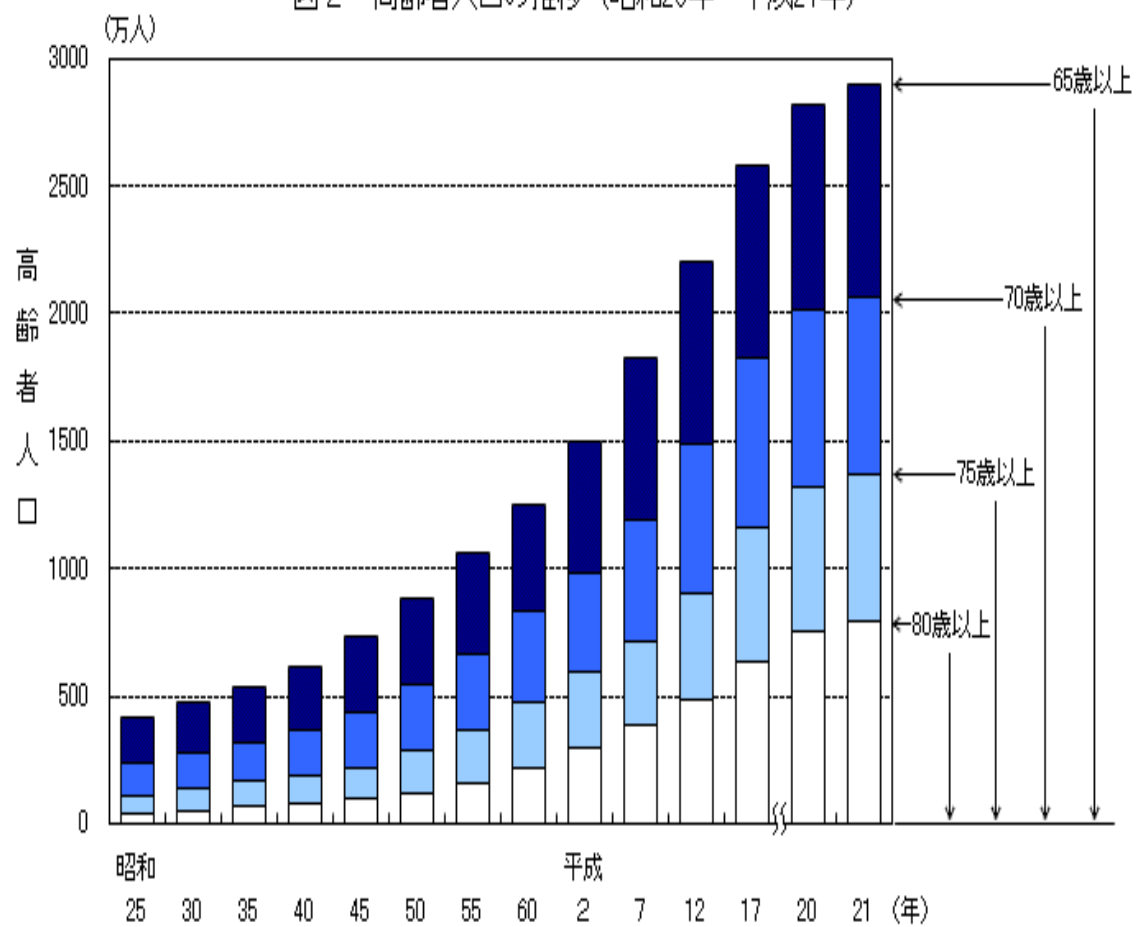
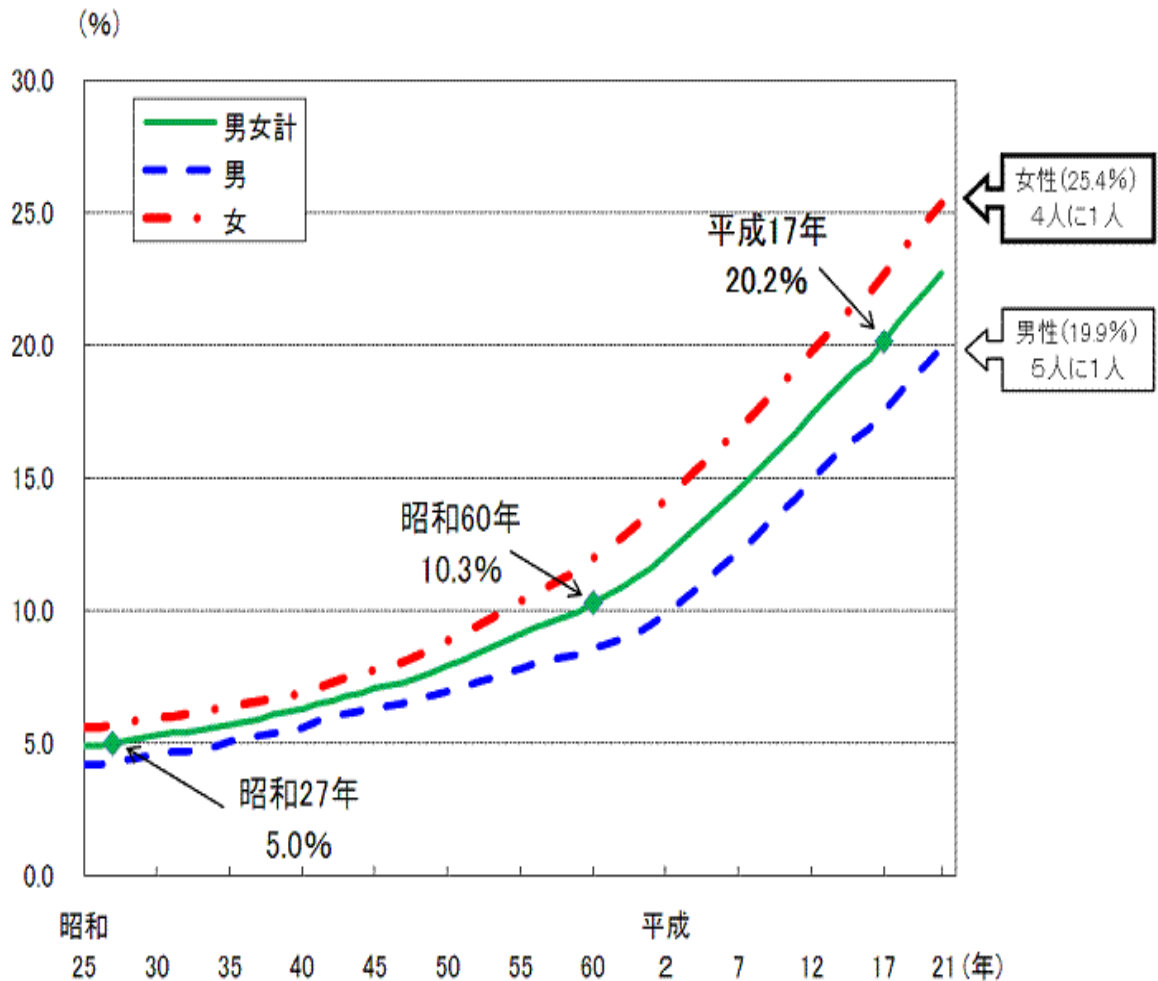


図1 男女別高齢者人口割合の推移（昭和25年～平成21年）



資料：「国勢調査」及び「推計人口」

注1）平成20年及び21年は9月15日現在、その他の年は10月1日現在

2）昭和46年までは沖縄県を含まない。

3）国勢調査による割合は、年齢不詳をあん分した結果

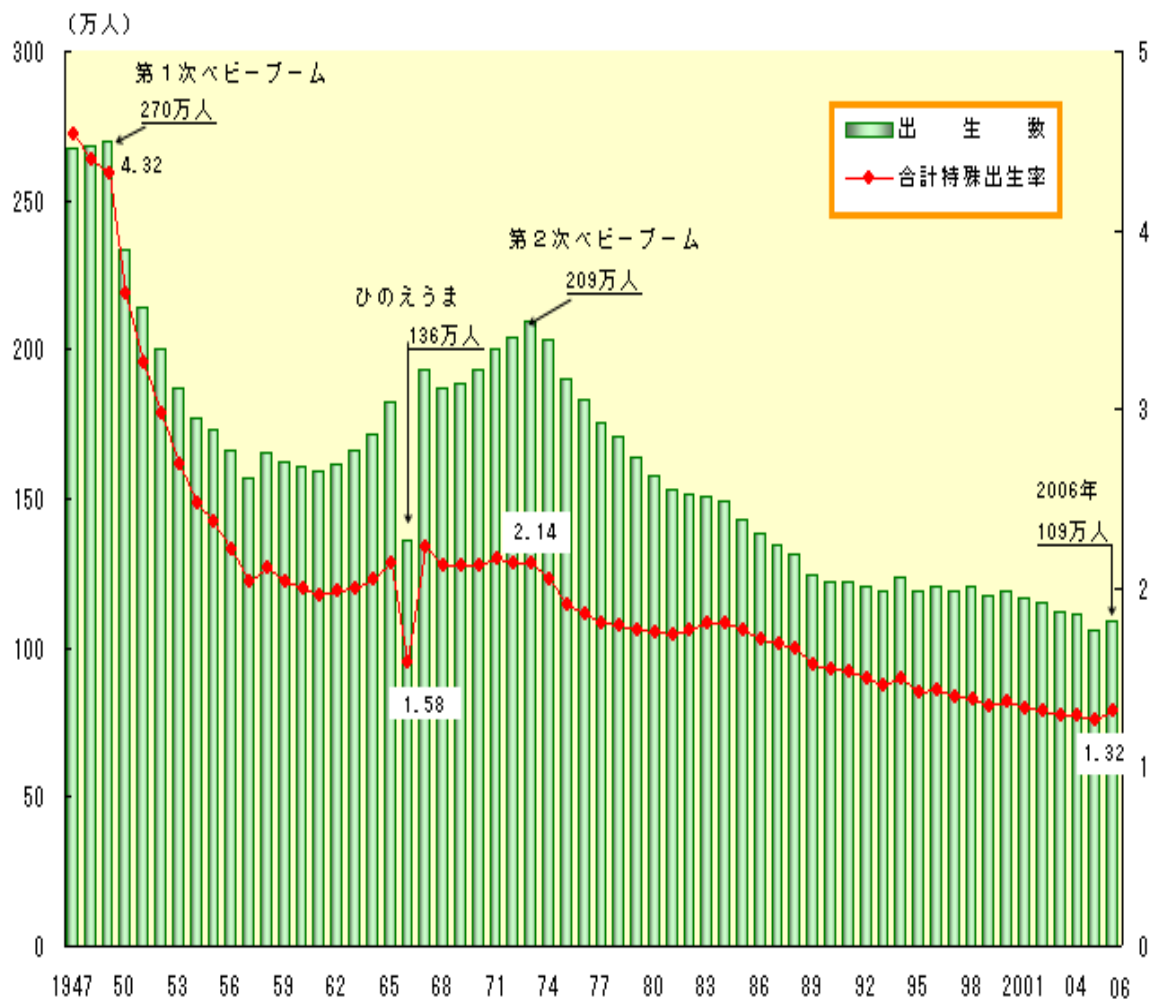
上のグラフは総務省統計局で、我が国の高齢者のすがたについて取りまとめたものである。今年度の高齢者の人口、割合は共に過去最高である。

図1のグラフを見ると、65歳以上の高齢者人口は2898万人であり、昨年に比べ80万人増加した。年齢階級別にみると、70歳以上人口は2060万人で、前年と比べ44万人増加し、75歳以上人口は1370万人で、前年と比べ50万人増加し、80歳以上人口は789万人で、前年と比べ39万人増加となっている。

図2のグラフを見ると、65歳以上の人口の比率が平成元年を境に急激に伸びている。現在に関しては、女性の比率は25.4%と4人に1人が高齢者であり、男性の比率は19.9%と5人に1人が高齢者となっているのが現在の状況だ。高齢者人口の割合が5%ずつ増加するのにかった年数をみていくと、5%から

10%に増加するのにかかった年数は33年、10%から15%に増加するのにかかった年数は11年、15%から20%に増加するのにかかった年数は9年と年を経るごとに短くなっている。この数字をみると今後も65歳以上の人口の比率が上昇傾向をたどっていくに違いない。

4-2-2 少子化の現状



高齢者が著しく増加しているのに対して、上のグラフを見ると現在の日本は少子化傾向にある。1970年代前半では約200万人の出生数であったが、近年では約110万人にまで落ち込んでいる。低下が始まる前の1971年の2.16から、2006年には約4割減の1.32になっている。この数値は長期的に人口を維持できる水準の2.07よりかなり低く、人口減少、人口高齢化の促進につながる。

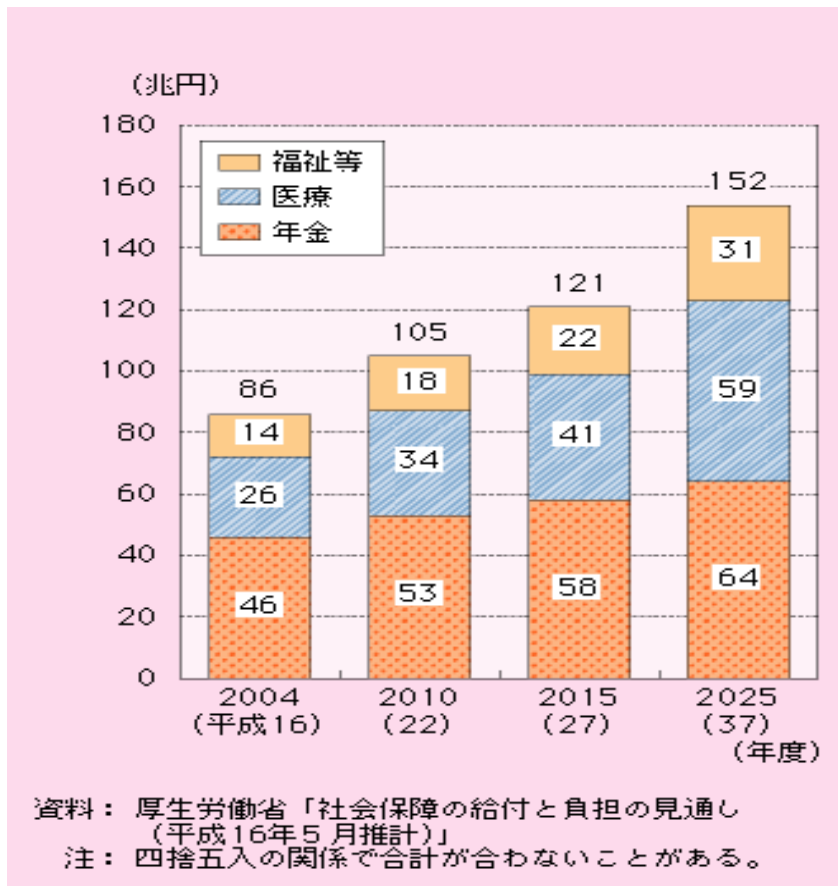
4-2-3 予想される少子高齢化の未来

今後も高齢者数はさらに伸び、少子化により65歳以上を支える若者が減っていくことが予想される。総人口のピークである2004年の1億2779万人から人口は減少しているため、少ない若者が多くの高齢者を支えていかなければならない。

また、日本人女性の平均寿命は前年を0.06歳上回って86.05歳となり、24年連続で世界一になっている。男性も前年を0.1歳上回って79.29歳となり、男女ともに過去最高を記録した。厚生労働省によると、男女それぞれ10万人の出生に対して65歳の生存数は、男性が86556人、女性が93407人。この数値は、65歳まで生存する割合が男性で86.6%、女性では93.4%であることを示すとしている。同様に75歳まで生存する割合は男性が71.2%、女性は86%、90歳まで生存する割合は男性が21.1%、女性は44.8%とのことである。

2000年の20～64歳の人口と65歳以上の高齢者の対比は3.6：1であり、2025年には総人口1億1927万人と予想され対比は1.8：1であり、2055年には8993万人と予想され対比1.2：1となっている。この数字を見ればわかるが、今の年金政策やコスト削減を続けていても日本の財源確保は間に合わないことは絶対だろう。

4-3-1 社会保障費の給付

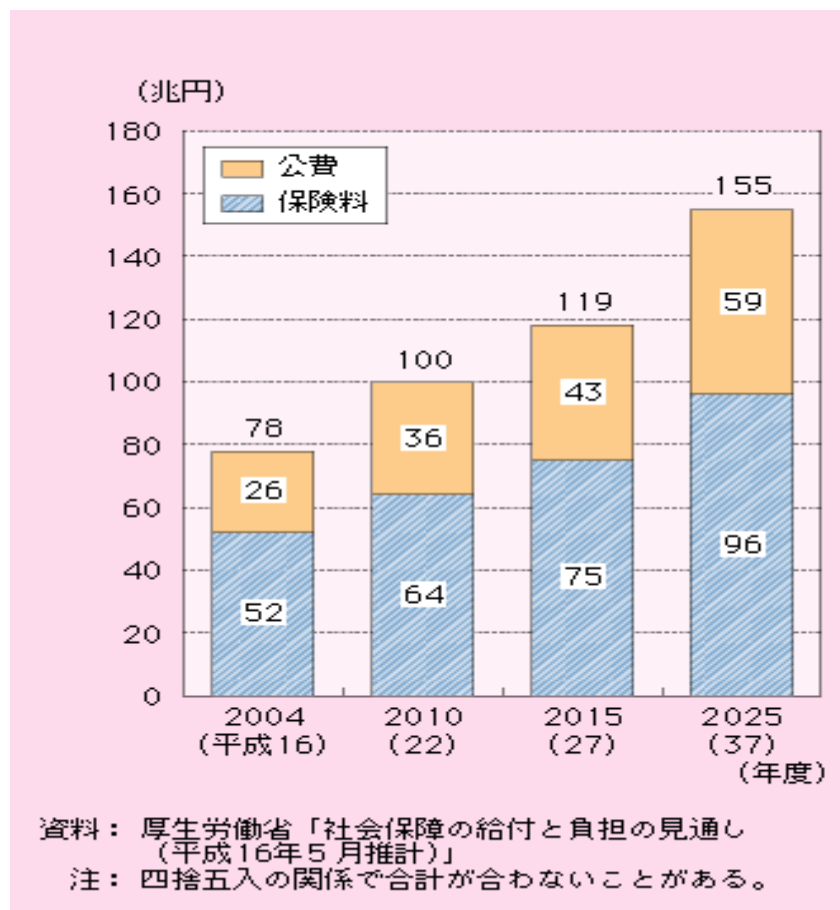


社会保障負担も増大し、２００４年度の７８兆円から２０１０年度には１００兆円、２０１５年度には１１９兆円、２０２５年度には１５５兆円と、今後約２０年間で、約２倍に増大すると予想されている。

現在の社会保障負担は、年金制度に典型的に現れているが、現役世代の保険料負担が高齢者の給付にまわる構造となっている。これは、医療保険制度における老人医療費の負担や介護保険制度において同様である。したがって、年金制度や医療保険制度、介護保険制度が現在の仕組みのままでは、これらに基づく社会保障給付費の増大は、現役世代の負担の増に直結する。

また、現在の社会保障費の給付については年金の割合が大きかったが、２０２５年には医療と年金の給付額はほぼ同じになっている。

４－３－２ 社会保障負担の見直し



厚生労働省の推計による社会保障負担のうち、社会保険料負担分を労働力人口１人当たり負担にしてみると、２００４年度では１人当たり約７７万円であるのが、２０２５年度には約１５２万円の負担となると予想されている。

社会保障制度については、高齢者関係給付の負担の多くを担っている現役世代

の負担が過重なものとならないよう、世代間の給付と負担の公平に配慮しつつ、給付の効率化など各制度の不断の見直しに取り組むとともに、社会保障制度間の給付の重複の調整といった総合的な観点からの見直しを進めていく必要がある。

少子高齢化社会である現在の日本では、安心して子供を産み教育できる環境づくり、高齢者が増加にともなう十分な医療サービスを提供すべきである。そのためにも増え続ける社会保障費の財源を確保するために増税やその負担を減らす年金改革が必要になってくるのではないか。

4-4-1 年金に関する問題

現在の日本では年金に関する様々な問題が多々見られる。国民保険料を払わない、偽装するなどこのような問題をどのように解決していくかが年金改革の大切なポイントとなる。また、一時期騒がれた「消えた年金問題」などの政府による安易に年金給付以外の用途に使うなど、曖昧な行動を取ってしまうと、国民の政府に対する信頼性が失われてしまう。ここから政府の年金に関する問題を挙げていきたい。

4-4-2 年金未納問題

国民年金保険料の納付率は非常に低く、2002年度は62.8%と、およそ3人に1人が国民年金の保険料を納めていないという事実が広まった。また、2004年に日本において、公的年金の加入・納付に関する記録から、政治家による公的年金保険料の未納が発覚し「政治家の未納問題」という問題が起こった。

2004年、年金法改正され、悪質な保険料滞納者への督促状の送付を再開し、納付率のアップが期待された。しかし、そううまくはいかず、年金未納問題がクローズアップされたことで、国民年金の財政的な見通しや徴収方法等も関心の高まるところとなり、年金制度の様々な問題がさらされた。年金制度自体への信頼が揺らぎ、納付率は思ったようには上がっていないのが現状である。

そして2006年度の国民年金の実質納付率は、前年度比1.1ポイント低下して49.0%。納税義務者の半数以上が未納者ということである。

4-4-3 公的年金流出問題

2004年の年金制度改正時に、年金保険料を投入して諸事業を進めてきた国や関連団体に対して「無駄遣い」との批判が相次いだ問題である。

公的年金制度で集められた年金保険料が、安易に年金給付以外の用途に使われており、その額の累計は56年間で6兆7878億円にも上ることが判明している。

- ・職員宿舎の整備費用
- ・社会保険庁長官の交際費
- ・社会保険庁の公用車購入費
- ・社会保険庁職員の福利厚生にかかる費用

(社会保険大学校のゴルフ道具、社会保険事務所のマッサージ機器、職員のミュージカル鑑賞やプロ野球観戦の福利厚生経費など)

年金給付とは関係の無い部分への流用は問題になって当然だが、それが何十年も続けられてきたことに不信感が高まった問題である。

4-4-4 国民年金不正免除問題

2006年5月に全国各地の社会保険事務所において、本人からの申請がないにもかかわらず、国民年金保険料の免除承認等に関する手続きを行っていたのが発覚した。

2006年8月、31地方社会保険事務局、116社会保険事務所で22万2587件の不正免除が行われ、大半は本人の意思を確認していなかったことが判明し、関与した職員1752人が処分された。

4-4-5 年金記録問題

1997年1月に基礎年金番号制度が導入され、国民年金番号、厚生年金番号、船員保険年金番号の3つの番号が1つの基礎年金番号に統合されるようになった。

しかし、2007年になって、まだ統合・整理されていない過去記録が約5000万件(厚生年金番号4000万件、国民年金番号1000万件)もあることが判明し、しかもその記録について適切な管理がなされていない「宙に浮いた年金記録」が発覚した。

また、納めたはずの年金保険料の納付記録が社会保険庁や自治体のデータに残っていないという事例も多く報告された。中には天引きで納めたはずの厚生年金保険料にもこういう「消えた年金記録」がある。

2007年6月、政府は、社会保険庁や市町村に年金記録がなく、本人にも領収書等の証拠がない場合には、全都道府県にある総務省の行政相談窓口を設置する「年金記録確認第三者委員会」が年金を支給するかどうかの総合的な判断を示すこととした。また、総務省に「年金記録問題検証委員会」を設置し、年金記録の管理・事務処理について、経緯、原因、責任等の検証等を行うことにした。

4-4-6 年金横領問題

2007年5月、「年金記録問題」が発覚した。社会保険庁の年金記録に膨大な量のミスや不備があることが明らかになった問題である。その年金記録の確認作業が進められる中で、年金保険料の横領の実態も明らかになっていった。確認された横領は151件である。

- ・社会保険庁職員によるもの：50件

横領金額：総額1億6849万円

- ・地方自治体職員によるもの：101件

横領金額：総額2億4383万円

4-4-7 このような年金問題を経て

国民の未納問題が増加しているが、政府がこのような不透明な行動を取ることで、国民の期待を裏切り、政府に対する不信感を自ら高めている。

このような様々な問題で失われた信頼性を高めていくには、これから政府は国民に対して透明な政策を行う必要がある。1度崩れてしまった信頼性が、元通りになるには長い年月がかかる。しかし、政府のこのような問題が解決されれば、国民の保険料未納は徐々になくなり納付率も上昇するはずだ。

4-5-1 どのような年金対策が必要なのか

我々の考える年金改革案は、民主党のマニフェストを推薦します。各政党が年金改革の具体的な取り組み案を持っているが、民主党の圧倒的な支持率があれば民主党の年金改革案は実現しやすいと考える。逆に言えば、実現しにくい年金改革案を持った政党が国民から支持され、長期政権を握っていた自由民主党から政権を奪うことはできないだろう。あとはいつ年金改革を行うかという問題だけだ。その一步が踏み出せれば、財源確保につながり今後の日本に大きな影響を与えることになるのではないかな。

4-5-2 民主党政策集 INDEX

～「年金通帳」で「消えない年金」～

いわゆる「消えた年金」「消された年金」問題への対応を国家プロジェクトと位置付け、2年間集中的に取り組む。記録問題の被害者に一刻も早く補償し、年金記録問題の再発防止と年金制度に対する信頼の回復を図るため、以下の政策を実行する。

- (1)年金記録が間違っている可能性の高い方については、証拠収集等を簡略化し、一定の基準の下で記録を訂正する「一括補償」を実施する。
- (2)納付した証拠のない方の記録を積極的に回復するため、「年金記録回復促進法案（仮称）」の成立を図り、事務局体制強化や判断基準の見直しを行う。
- (3)記録訂正後の年金額が支払われるまでの期間を短縮するため、事務処理体制を見直す。
- (4)コンピューター上の年金記録と紙台帳の記録の全件照合を速やかに開始し、コンピューター上の記録の訂正・統合を行う。
- (5)厚生年金記録の改ざん等、記録問題の実態解明に必要な調査を実施し、被害者の確定と補償を行う。
- (6)すべての加入者に「年金通帳」を交付し、いつでも自分の年金記録（標準報酬月額を含む）を確認できるようにする。

4-5-3 民主党政策集 INDEX

～公平な新しい年金制度を創る～

危機的状況にある現行の年金制度を公平で分かりやすい制度に改め、年金に対する国民の信頼を確保するため、以下を骨格とする年金制度創設のための法律を2013年までに成立させる。

- (1)すべての人が同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。
- (2)すべての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。これにより納めた保険料は必ず返ってくる制度として、年金制度への信頼を確保する。
- (3)消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、すべての人が7万円以上の年金を受け取れるようにすることで、誰もが最低限の年金を受給でき、安心して高齢期を迎えられる制度にする。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には「最低保障年金」を減額する。
- (4)消費税5%税収相当分を全額「最低保障年金」の財源として投入し、年金財政を安定させる。

4-5-4 民主党政策集 INDEX

～年金受給者の税負担を軽減する～

年金受給者の税・保険料合計の負担水準を軽減し、高齢者の生活の安定を図るため、以下の見直しを行う。

- (1)2004年度税制改正で縮小された公的年金等控除を、2004年度改正以前に戻す。
- (2)2004年度改正で廃止された老年者控除を復活する。
- (3)ただし両控除の適用には所得制限を設ける。

4-5-5 民主党政策集 INDEX

～年金保険料は年金給付以外に使わない～

年金保険料を年金給付以外に使わないこととして、年金財政を安定させるとともに、年金に対する国民の信頼を確保する。

年金保険料が年金給付以外に使われた総額は約7兆円にもなります。ところが、今でも毎年約2000億円もの保険料が年金事務費や広報費、システム経費として年金給付以外に使われている。社会保険庁事務費への年金保険料流用を禁止し、必要最小限の事務費は国庫で賄う。

4－5－6 民主党政策集 INDEX

～社会保険庁廃止と歳入庁創設～

社会保険庁を廃止し、国税庁と機能を統合して「歳入庁」を創設する。社会保険庁の職員については厳しく審査して移管する者を決定する。

社会保険庁を「日本年金機構」（特殊法人）に移行させることによって年金記録問題がうやむやになる可能性がある。社会保険庁の体質をそのまま受け継いだ組織では問題は解決できない。「歳入庁」を創設することによって、

- (1)税と保険料を一体的に徴収し、未納・未加入をなくす。
- (2)所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。
- (3)国税庁のもつ所得情報やノウハウを活用して適正な徴収と記録管理を実現する——等の改革を進める。これにより、年金保険料のムダづかい体質を一掃し、国民の信頼を確保する。

4－5－7 民主党政策集 INDEX

～無年金障害者救済の拡充～

無年金となった理由ではなく、現に障害を負っているという事実を受け止め、無年金障害者全員に基礎的な所得保障を行う。

五章 あらたな財源確保

5-1 新たな自主財源

増税の負担を少しでも減らせるよう年金改革の他に、都道府県の各地域で行われ財源確保に成果を上げた政策を全国一律の政策にする。各地域で確保された財源額は少ない額かもしれないが、その政策が全国各地で成果を上げることができれば全部合わせると巨額になるかもしれない。どのような取組が全国一律の政策として実現しやすいかみていきたい。

5-2-1 徴税担当職員勤務時間のシフト制

～千葉県鋸南町～

町税等の徴収率向上のため、平成18年度から勤務時間のシフト制を導入し、税務住民課税務収納室職員4名の勤務時間を通常の8時30分から17時15分としていたものを、2名ずつ2班とした班編成を行い、平日は10時15分から19時まで、また、閉庁日である土曜日・日曜日にも徴収体制を拡大し、9時30分から18時15分まで勤務することとし、絶え間ない徴収体制の強化を図った。

平成19年1月末現在における対前年度同時期との徴収率の比較は、町税で現年分0.32%、滞納繰越分2.55%、国保税で現年分1.16%、滞納繰越分1.16%の増となっている。

5-2-2 広告事業

～神奈川県横浜市～

専任部署である広告事業推進担当が、庁内外の窓口となり、市役所の印刷物やホームページバナー、庁舎壁面等を広告媒体として商品化し、また、企業からのタイアップ等の提案も一元的に受付けている。

現金収入だけでなく、企業と協働で事業を行い、企業からの提供物品を市民サービスに活用するなどといった費用軽減策にも力を入れている。

取組の効果として、平成18年度予算では、広告料収入1億3660万円、ネーミングライツ4億7000万円、費用節減効果4600万円を見込んでいる。

5-2-3 市税等の徴収体制の強化・行政サービスの制限措置

～三重県亀山市～

平成14年8月に、亀山市滞納整理調査委員会を設置し、「徴収体制の強化」と「行政サービスの制限措置」についての施策の検討を進め、平成15年度から納税等整理強化組織を設置するとともに、平成16年度には、「亀山市市税等の滞納者に対する行政サービス制限の措置に関する条例」を制定した。

市税・使用料等の重複滞納者の一元管理を行うとともに、滞納者に対して行政サービスの一部を制限している。

取組の効果として、市税の滞納繰越金徴収額は、平成16年度約1億800万

円から平成17年度1億3500万円に増加している。

5-2-4 町単独補助事業等の助成制限による滞納税の解消

～鹿児島県さつま市～

税の滞納者に対する町単独補助事業等の助成を一部制限し、負担とサービスの平準化と税の公平性を明確にするため、補助金交付規則の中に、補助金等の交付要件として必要と認める事業において、町税等の滞納がある場合には、補助金等の交付を決定しないことができるとした条項を加えた。

平成17年度においては、補助申請時の確認段階で30件の滞納があったが、滞納の確認後2週間以内に30件全ての滞納者から計1796千円の納入があった。

5-3 地域の政策を全国一律の取組へ

実際のところ、上に挙げたどんなに成果を上げている市町村の取組でも全国一律の取組にするのは厳しいだろう。しかし、財源確保という課題は政府だけのものでなく、我々国民一人ひとりに大切な問題であり、安心して住みよい社会づくりに必要不可欠なのである。政府が住民にその目的を伝え、住民がその目的を理解し、政府と住民の信頼関係が生まれれば、これらの全国一律の新たな財源確保の政策が実施できるはずだ。

終章 政策提言

- ・将来的には消費税の税率を上げていくことを目標としているが、まずはこの我々が考えた増税プランでも述べたように2%を引き上げて7%にすることである。ただし、すべてのモノ・サービスに消費税を7%に引き上げるのではなく、我々の生活する上で必要な生活必需品は税率を5%に固定すべきである。

- ・年金改革についての政策についてであるが、増税だけでの財源確保の負担を減らすために早急に行う必要がある。具体的な政策内容については、民主党のマニフェストのINDEXを行うことを薦める。政権を取っている政党の世間に公表している政策は、国民にも高い支持率を得ているからである。あとはその時期を逃さないことである。また、過去にたくさんの年金問題を積み重ねてきたため、政府と国民の信頼性を回復する必要もある。

- ・社会保障の充実について、2%引き上げた消費税を社会保障費に充てる、詳しく言えば、医療、教育を充実させる。医療は医師の数を増やす政策に、教育は家計の負担の軽減、職業能力開発の拡大。以上のことより福祉社会の充実を図る。その結果、社会保障が以前より充実したものとなり、理想の福祉社会に近づくことができる。

参考資料

- ・ 民主党政策集 INDEX 2009

<http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/>

- ・ 自主財源の確保 http://www.soumu.go.jp/iken/070328_8.html
- ・ 少子高齢化問題とは <http://www.mitsuo-obgy.com/>
- ・ 年金問題について <http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/index.htm>
- ・ 総務省 統計局 <http://www.stat.go.jp/>
- ・ 財務省 <http://www.mof.go.jp/>
- ・ 日本銀行 <http://www.boj.or.jp/>
- ・ 第貧困社会 駒村康平 著 角川 SSC 新書 出版
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/>
- ・ 社会実情データ図録 <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/>
- ・ 資料「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部